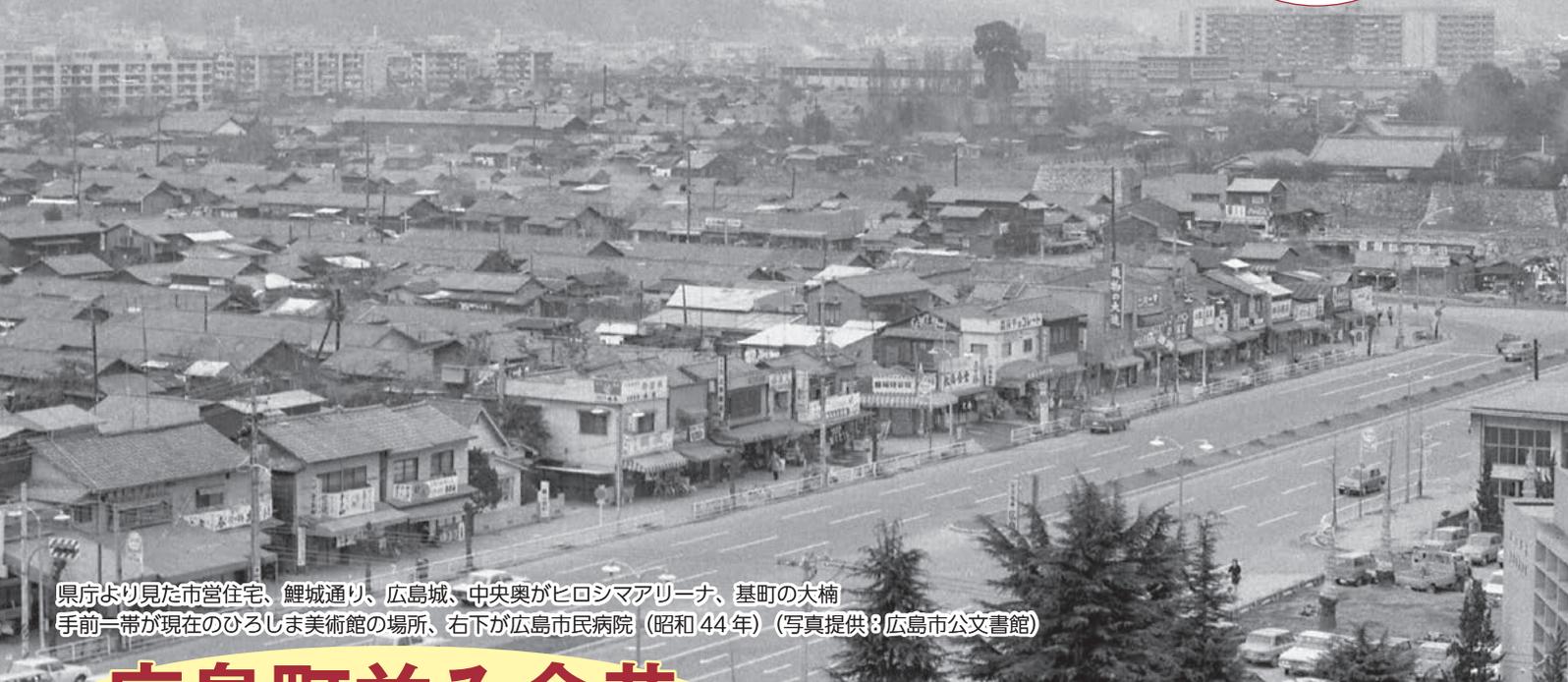


ひろしま東

2019
春季号

第166号



県庁より見た市営住宅、鯉城通り、広島城、中央奥がヒロシマアリーナ、基町の大楠
手前1帯が現在のひろしま美術館の場所、右下が広島市民病院（昭和44年）（写真提供：広島市公文書館）

広島町並み今昔

※会員の皆さんがお持ちの広島東税務署管内の
古い写真をご提供ください。



基町クレドより基町・白島方面を望む。中央が広島城



建設中の基町高層住宅、手前が本川沿いの原爆スラム
（昭和45年）（写真提供：広島市公文書館）



中央公園、右奥が広島城



J R山陽本線とアストラムラインの新白島駅

■1月29日 ANAクラウンプラザホテル 新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会

1月29日、ANAクラウンプラザホテルにて恒例の「新春講演会と新入会員歓迎名刺交換会」が大に開催されました。広島東税務署 奥迫署長を初め、広島東税務署、中国税理士会、取扱保険三社より12名のご来賓にご出席を賜り、合計で128名の参加がありました。

第一部では東京大学医学部 中川恵一 准教授に『世界一受けたい「がん」の授業』を演題にご講演を頂きました。「男性の3人に2人、女性の2人に1人が疾患する」という『がん』についてのお話は、

我々の胸を突き刺すキーワード満載の内容で、90分という講演時間も「まだまだ聞きたい、質問をしたい」「がんは不治の病ではない」と感じる時間でした。

「日本人はもつと『がん』を知るべき」であり、正しい知識を持つていればもつと多くの命が助かるはずであるというお話には非常に感銘を受けました。『教育』の必要性と共に『検診』の重要性も説かれました。

がん教育を大人に行う手段は企業が行っていくしかないということから「がん対策推進企業アクシオン」<http://www.gankenshin50.nhlw.go.jp/>への賛同を呼びかけられました。



皆さんも是非一度HPを訪れてみて下さい。本年度、広島東法人会は211社の新入会員を迎えることができました。会員増強活動も目標を達成することができました。皆様の協力に厚く御礼を申



し上げます。

第二部の新入会員歓迎名刺交換会には14社の新入会員が参加され、新入会員の方へ会員バッジの贈呈を行った後、自己紹介をして頂きました。(組織委員長 實田泰之)

新入会員オリエンテーション

1月29日、ANAクラウンプラザホテルにおいて、新入会員13名が出席し、広島東税務署・取扱保険会社3社からご来賓をお招きし、法人会の活動内容や入会メリット、福利厚生制度の説明、更には広島東税務署審理専門官(法人課税)佐藤勝哉氏による消費税の軽減税率制度、自主点検チェックシートの活用など税についての説明があり、充実した2時間を過ごしました。また、今後の会活動に積極的に参加し、一層の協力を



CONTENTS

目次

〈表紙〉 広島町並み今昔 基町周辺	
新春講演会・新入会員オリエンテーション	1
署長講演会・税制改正要望・全国大会鳥取大会	2
税制改正に関する提言(要約)	3・4
租税教育事業	5・6
社会貢献活動	7
経営支援事業	8
青年部会活動	9・10
女性部会活動	11
研修旅行・テーブルマナー	12
会員企業のお店紹介⑧	13
税理士業務アラカルト	14
新入会員の紹介	15・16
税務告知板	17
事務局だより・季間子報・編集後記	18

署長講演会



広島東税務署長
奥迫仁則氏

12月5日、リーガロイヤルホテルにおいて奥迫仁則広島東税務署長による「税のよもやま話」と題した講演会が開催されました。

日本の社会保障を主要先進国と比較すると国民の受益(社会保障支出)に比べて国民の負担(税金と社会保険料)の水準は低く、現役世代に対するサービスに必要なコ

「税のよもやま話」

ストの負担を将来世代に先送りになっていることの深刻さを分かりやすくご説明いただきました。

これらの問題を経営陣である我々がより理解を示し、租税教室などを通して次世代へ伝えていくことの大切さを改めて認識させられる講演会になったのではないかと思います。

(青年部会広報委員 高川智行)

第35回法人会全国大会(鳥取大会)



10月11日、鳥取市のとりぎん文化会館にて、「第35回法人会全国大会鳥取大会」が盛大に開催され、当広島東法人会からは野坂会長ほか2名が参加しました。

藤井健志国税庁長官の来臨を賜り、大会会長の歓迎の言葉に

始まった大会は予定通り進行し、記念講演においては、株式会社大山どりの島原道範社長が、社長に成った経緯とどん底からの挑戦と題し貴重な体験談を講演。

主要議題である税制改正提言の報告では、本格的な事業承継の報告が必要で、特に事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求めた。

その他多くの提言がなされた。

来年度の三重大会に向け、今後の法人会活動にさらに注力する契機となった。

(広報委員 市原洋三)

平成31年度 税制改正提言

市および国へ提言書を提出

野坂会長及び黒木税制委員長は12月4日に松井広島市長及び永田広島市議会議長を訪問し、平成31年度の税制改正に関する提言を行いました。

さらに、同日、地元選出の国会議員、齊藤鉄夫氏の事務所にも、提言書を提出しました。



広島市長へ



市議会議長へ

ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 亀屋

平成税制改正に関する提言要約

全国法人会総連合

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行すよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

○社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の

急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に活用できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬ。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求めたい。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点

から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据置きされている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用要件の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、

経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対して適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅳ. 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、そ

の際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員

給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度〜32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. 附則

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

租税教室

今年度15小学校、39クラス、 1,167人を対象に開催

租税教室とは、小学6年生を対象に、青年部会員が講師となり、税金の意義や役割について授業を行うものです。今年度は、管内15の小学校39クラス1,167名に対して開催いたしました。

今年度は、昨年度に引き続き、「本気のじゃん

けん」(勝っても負けても、体を使って本気で喜び合うじゃんけん)を行う等して、児童が授業に取り組みやすくことを目指しました。また、テーマを「防災」として税金の使い道を考える、新たな台本も作成し、それに基づく授業を行いました。

租税教育活動のさらなる活発化を

今後も青年部会では、経験値を高めつつ、更なる活発化をもって租税教育活動に資する所存です。
(青年部会組織委員長 栗田博正)

◆租税教室の開催状況◆

小学校名	開催日
尾長	5月24日(木)
三育	6月28日(木)
戸坂城山	7月17日(火)
牛田新町	9月3日(月)
中山	9月11日(木)
安田	11月6日(火)
千田	1月8日(火)
大州	1月11日(金)
戸坂	1月16日(水)
白島	1月23日(水)
基町	1月24日(木)
矢賀	1月28日(月)
竹屋	1月29日(火)
牛田	1月30日(水)
袋町	2月22日(金)



※()内は開催小学校下は講義担当者(敬称略)



▼入賞作品でカレンダーを製作



小学校全19校に夏休みの宿題として、税に関する絵はがきを募集したところ、昨年を上回る16校の児童(1,268名)から応募がありました。美術講師による審査結果、優秀賞10点、入選13点を選定し、さらに優秀賞の中から、広島東税務署長賞、広島東法人会会長賞、女性部会長賞、青年部会長賞を考しました。11月30日には、牛田小学校に野坂会長、石井女性部会長、川村青年部会長が訪問し、また、11月26日には、牛田新町小学校に広島東税務署長が訪問し、そ

税に関する絵はがきコンクール

**応募総数
1,268名**

それぞれ表彰式を行いました。入賞作品は、11月10日から11月30日までの間、フジグラン広島に展示されました。

◆30年度 絵はがきコンクール優秀賞等一覧表◆

区分	小学校名	氏名
広島東税務署長賞	牛田新町	福永 早彩
広島東法人会 会長賞	牛田	中峯 琴菜
広島東法人会 女性部会長賞	牛田	内藤 幸乃
広島東法人会 青年部会長賞	牛田	ベック輝安
優秀賞	千田	久保田ニコ
〃	牛田	知見 那海
〃	東浄	松田 悠花
〃	東浄	丸山 華奈
〃	中山	濱本 若菜
〃	大州	山道 晴日
入選	白島	酒井 心優
〃	鞆町	宮地 菜月
〃	鞆町	榎野 百莉
〃	袋町	河本 七奏
〃	竹屋	万代菜々美
〃	戸坂	三笠 諒
〃	戸坂城山	須野慎一郎
〃	早稲田	岡田 彩花
〃	尾長	小西 楓花
〃	広島三育学院	木船 夏偉
〃	中山	木本 真生
〃	中山	田中 葵
〃	矢賀	木原 未来



牛田新町小学校(広島東税務署長賞)



牛田小学校(会長賞)



牛田小学校(青年部会長賞)



大州小学校



鞆町小学校



早稲田小学校



社会貢献活動

租税教育用下敷きの寄贈

市内の小学校4年生、中学校1年生を対象とした租税教育用下敷きを3,500枚作成し、10月31日に寄贈しました。下敷きの寄贈は今回で14回目となります。



税を考える週間パレード

11月11日、広島東間税会の主催する「税を考える週間パレード」に、他の税務協力団体とともに会員5名が消費税の啓発活動の一環で、本通りをパレードしました。



消費税セミナー

12月3日、広島商工会議所において、広島商工会議所と共催で、小さな会社の販売戦略を設計する専門家の吉見範一氏を講師に迎えて、消費税軽減税率対策セミナーが開催されました。「小さな会社の販売戦略」と題して、あの会社はどうやって安売り競争から抜け出して売れる仕組みを作ったかを具体的事例を掲げ説明されました。今後の消費税引き上げ、価格競争を乗り切るための販売戦略を設計するうえで、大変有意義なセミナーとなりました。出席者63名。



吉見範一氏



新設法人説明会



松井 浩氏 佐藤勝哉氏 講師 松井伸輔氏

9月26日、RCC文化センターにおいて、新設法人説明会を開催し、株式会社Kーアシストの松井伸輔氏(当会青年部会顧問理事)が「起業家へのアドバイス」と題して、会社起業にかかる経験談を話されました。また、法人税、消費税、源泉所得税について、広島東税務署審理専門官の佐藤勝哉氏、松井浩氏がそれぞれ説明され、内容の充実した説明会となりました。会員増強期間中もあり、法人会のチラシを配付し入会をお願いしました。出席者18名。